

平成 24 年 9 月 28 日

各 位

更生会社 秋田エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂 本 幸 雄

管財人 小 林 信 明

更生計画案に関する調査委員の調査期間の延長のお知らせ

当職らは、平成 24 年 8 月 21 日、東京地方裁判所（以下「東京地裁」といいます。）に対し更生計画案を提出し、現在に至るまで、東京地裁から選任されている調査委員の土岐敦司弁護士により、更生手続における更生計画案につき調査がなされています。

当該調査の期間は本日平成 24 年 9 月 28 日までとされていましたが、本日、東京地裁は、当該調査期間を平成 24 年 10 月 29 日までに延長する趣旨の決定をしました。

当該決定は東京地裁によるものですが、当職らは、当該決定は、東京地裁及び調査委員が更生手続における更生計画案をより慎重に調査する趣旨に基づくものと理解しており、当職らが提出した更生計画案の内容や当職らによる更生手続の遂行に問題があるとは考えていません。

したがって、当職らは、今後、延長された調査期間満了後、東京地裁により、当職らが提出した更生計画案につき付議決定がなされるとともに、既に更生会社ホームページの平成 24 年 9 月 7 日付けお知らせにてご連絡させて頂いているとおり、更生手続が進行していくものと考えております。

更生会社は今後も適正に更生手続を遂行すべく尽力してまいりますので、引き続き、更生手続へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上